

香川県報



第 16 号

平成 16 年

2月27日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（都市計画課） 一

告示

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
（環境管理課） 三

○介護保険法の規定による事業者及び施設の指定
（長寿社会対策課） 六

○第四次香川県保健医療計画の概要
（医務国保課） 七

○道路の区域変更
（道路保全課） 八

○道路の供用開始（四件）
（ ） 七

○道路の位置指定
（建築課） 八

公告

○土地改良事業の適否決定
（土地改良課） 八

○土地改良事業の認可
（ ） 八

○都市計画の図書の写しの縦覧
（都市計画課） 八

規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第八号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年香川県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号及び第五号を次のように改める。

四 独立行政法人労働者健康福祉機構

五 独立行政法人雇用・能力開発機構

第三条第九号を次のように改める。

九 独立行政法人環境再生保全機構

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、同年三月一日から施行する。

告示

●香川県告示第百一十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特別施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

丸亀市柗原町366

医療法人社団三愛会

理事長 三船和史

(2) 事業場の所在地及び名称

丸亀市柗原町366

医療法人三愛会三船病院

(3) 特定施設に関する事項

種	類	病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設	
能	力	①流し 7ℓ 10基 ②流し 10ℓ 2基 ③流し 10ℓ 1基 ④流し台 48ℓ 1基 ⑤流し台 48ℓ 2基 ⑥流し台 200ℓ 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後6月	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		8時から17時、8時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5～9	4.5～9.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	100
	浮遊物質 (mg/ℓ)	100	150
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	2	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①×10基	1	1
	②×2基	0.2	0.2
	③×1基	0.1	0.1
	④×1基	0.1	0.1

	⑤×2基	0.2	0.4
	⑥×1基	0.2	0.4

種	類	病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設	
能	力	⑦ホーローバス 200ℓ 1基 ⑧ホーローバス 240ℓ 1基 ⑨ホーローバス 240ℓ 1基 ⑩ポリバス 240ℓ 1基 ⑪コンクリート浴槽 1,350ℓ 2基 ⑫コンクリート浴槽 1,350ℓ 1基 ⑬コンクリート浴槽 2,400ℓ 1基	

工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後6月	
	使用開始予定年月日	完成日	

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		10時から16時、3時間使用	
--------------------	--	----------------	--

排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	80
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	40	60
	浮遊物質 (mg/ℓ)	40	60
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	15
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	2

排出される汚水等	⑦×1基	0.8	1.5
----------	------	-----	-----

の量 (m ³ /日)	⑧×1基	1	1.6
	⑨×1基	0.4	0.8
	⑩×1基	0.5	0.7
	⑪×2基	6	10
	⑫×1基	3.5	5
	⑬×1基	6	9

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	し尿処理施設			
能	力	400m ³ /日			
汚水等の処理方式		膜分離活性汚泥処理			
工 期 等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	既設			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間			
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	250	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	150	12	30
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	150	250	15	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	40	50	20	30
りん含有量 (mg/ℓ)	4	5	1	3	

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	280	400	280	400
--------------------------------	-----	-----	-----	-----

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排出水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	12	30
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	15	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	30
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	3
大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	3,000	
排出水の量 (m ³ /日)		280	400

第2～26排水口は、雨水専用

(備考) 今回の申請は、新病棟建設に伴う特定施設の設置及び既設特定施設の一部廃止を行うものであるが、病床数及び職員数に変更は無いため、本事業場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年2月27日から
平成16年3月19日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
丸亀市生活環境部生活環境課

● 香川県長官公署 111号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項及び第四十八条第一項第一号の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成十六年二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所又は施設の 名称及び所在地	申請者又は開設者の名 称、代表者の氏名及び名 主たる事務所の所在地	指定年月日	サービ スの種 類
二七七〇三 〇〇五六八	特別養護老人ホームき やま 坂出市川津町一九八六 番地八	社会福祉法人敬世会 理事長 永井弘 坂出市川津町一九八六 番地二二	平成十六年 二月十三日	短期入所 生活介護 介護老人 福祉施設

●香川県告示第百十三号

医療法(昭和二十三年法律第百五号)第三十条の三第十項の規定により、香川県保健医療計画(平成十一年香川県告示第百二十九号)を変更し、第四次香川県保健医療計画を定めたので、同条第十二項の規定に基づきその概要を次のとおり公示する。

なお、第四次香川県保健医療計画は、香川県健康福祉部医務国保課において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第四次香川県保健医療計画の概要

1 趣旨

本県では、県民だれもが、いつでも、どこでも適切な医療が享受できる体制づくりを進めるとともに、生涯を通じた健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療、リハビリテーションに至る一貫したきめ細やかな保健医療サービスを的確に提供できる保健医療システムの構築を図るため、平成元年2月に「香川県保健医療計画」を策定し、その後、平成6年3月及び平成11年3月に計画を見直し、本県における保健医療体制の整備や各種施策の推進に努めてきたところである。

今般、「第三次香川県保健医療計画」の目標年次の到来に伴い、同計画の必要な見直

しを行い、「第四次香川県保健医療計画」を策定した。

なお、第4次医療法改正により、これまで県の保健医療計画と併行して各二次保健医療圏ごとに作成していた「地域保健医療計画」に記載する各二次保健医療圏の状況等の多くが県の保健医療計画への必要的記載事項となり、従来の地域保健医療計画と内容が重複することから、今計画については、従来の県保健医療計画及び地域保健医療計画を包括した計画とした。

2 保健医療圏及び基準病床数の設定

県民の暮らしを支えていくための包括的な保健医療サービスを提供するための地域的単位として保健医療圏及び各地域の病院等の基準病床数を設定した。

ア 一次保健医療圏

地域住民の日常生活を支える健康相談、健康管理、疾病予防、頻度の高い一般的な傷病の治療等、住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な区域とし、その圏域は市町の行政区域とする。

イ 二次保健医療圏(医療法第30条の3第2項第1号に規定する区域)

原則として一般の医療需要(高度、特殊、専門的な医療を除く)に対応した入院医療を圏域内で基本的に確保する区域とし、その圏域は次の表のとおりとする。

表1

圏 域 名	市 町 名
大川保健医療圏	さぬき市 東かがわ市
小豆保健医療圏	内海町 土庄町 池田町
高松保健医療圏	高松市 三木町 牟礼町 庵治町 塩江町 香川町 香南町 直島町
中讃保健医療圏	丸亀市 坂出市 普通寺市 綾上町 綾南町 国分寺町 綾歌町 飯山町 宇多津町 琴南町 満濃町 琴平町 多度津町 仲南町
三豊保健医療圏	観音寺市 高瀬町 山本町 三野町 大野原町 豊中町 詫間町 仁尾町 豊浜町 財田町

ウ 三次保健医療圏

一次及び二次保健医療圏の保健医療体制との連携の下に、特殊な医療提供を確保す

るとともに、県全域での対応が必要な保健医療サービスを提供する上での区域とし、その圏域は香川県の全域とする。

エ 基準病床数（医療法第30条の3第2項第3号に規定する基準病床数）

基準病床数は、医療法に基づき、同法施行規則に規定する算定式により定めるもので、各二次保健医療圏における療養病床及び一般病床並びに県全域における精神病床、結核病床及び感染症病床について定めるものとされており、本県においては、次の表のとおりとする。

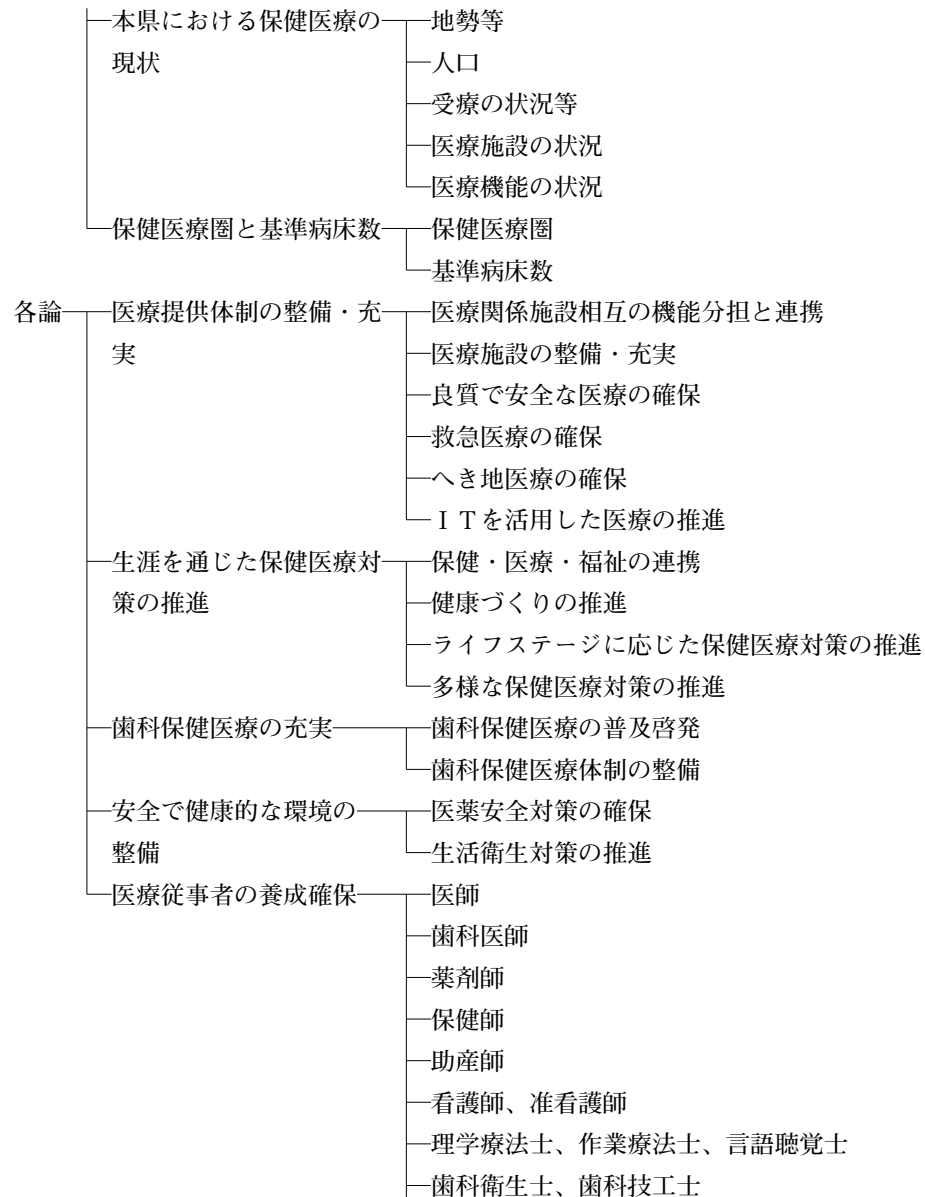
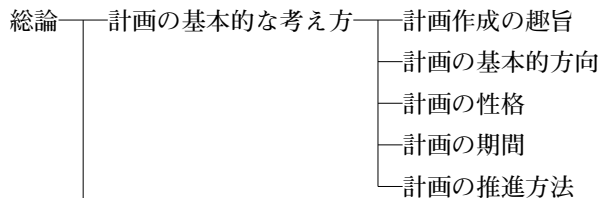
表2

病床の種別	圏域名	基準病床数（床）
療養病床 及び 一般病床	大川保健医療圏	990
	小豆保健医療圏	358
	高松保健医療圏	5,146
	中讃保健医療圏	3,783
	三豊保健医療圏	1,452
	計	11,729
精神病床	県 全 域	3,792
結核病床	県 全 域	160
感染症病床	県 全 域	26

3 計画の体系

本計画の体系は、次の図のとおりとし、各論については、各項目ごとに基本方針、現状と課題、施策の方向及び具体的施策を明らかにした。

第四次香川県保健医療計画体系図



の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月二十七日から同年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 綾南国分寺線（百八十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字滝宮字原井田五二〇番三 地先から 綾歌郡綾南町大字滝宮字原井田五二二番一 地先まで	九・五 一〇・〇	三〇	平成十四年 香川県告示 第七百九十 八号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十六年二月二十七日

●香川県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月二十七日から同年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 千疋綾上線（百八十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

綾歌郡綾上町東分字上土井乙三三〇番三
地先から

綾歌郡綾上町東分字谷々乙三四五番一
地先まで

一五・〇
七三・〇
五二七

平成十二年
香川県告示
第六百五十
一号で変更
した区域の
一部

四 供用開始の期日 平成十六年二月二十七日

●香川県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月二十七日から同年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 造田綾南線（百八十五号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾上町羽床上字安帽子二〇〇二番一 地先から 綾歌郡綾上町羽床上字安帽子二〇〇二番一 〇地先まで	一〇・〇 一一・〇	六六	平成十年香 川県告示第 三百八十二 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十六年二月二十七日

●香川県告示第百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

